

「日本学術会議法の一部を改正する法律案」に反対する決議

1949年に設立された日本学術会議は、会員の公選制を基礎とし、日本の科学者の内外に対する代表機関として、政府から独立して科学技術の振興に関する職務を行い、そのために必要な施策を政府に対して勧告するなど、これまで数多くの重要な審議を行ってきた。しかし、政府は軍拡臨調路線のもと、一昨年来、日本学術会議の改革をせまり、日本学術会議がその総意に基づき、自主的な「改革要綱」を策定したにもかかわらず、これを受け入れることなく、逆に日本学術会議の合意を得ないまま、「日本学術会議法の一部を改正する法律案」を先の通常国会に上程した。さらに、その審議に際しては、多くの学協会や科学者集団の反対の声を無視して、十分な審議を尽くすことなく、参議院での採決を強行した。その後、衆議院での審議を残したまま、継続審議となっている。

この「法律案」のもつ重大な問題点については、すでに我々地学団体研究会が5月14日付声明でも指摘したように、日本学術会議の公選制を廃し、学協会から推薦された会員に対する内閣総理大臣の任命制をとることによって、将来、日本学術会議を政府の御用機関化する危険な道を開くことである。日本学術会議が、かつて太平洋戦争中に科学者が侵略戦争に協力させられた事実に対する真摯な反省の上に立って、日本の平和的復興と人類社会の福祉への貢献などを使命として設立されたことを省りみると、政府の今回の措置は、科学を政治に従属させ、また、科学と科学者を戦争協力体制の中に再び組み入れようとする危険な意図を感じざるを得ない。

日本学術会議は、さる5月の第89回総会で、この「法律案」に反対する主旨の決議を採択し、また、数多くの学協会や科学者も相次いで反対の意を表明している。こうした中で、日本学術会議の第13期会員選挙手続が進められているが、もしこの「法律案」が秋の臨時国会において成立するならば、選挙期間中にもかかわらず、この「法律案・要綱」の規定をも無視して政府によって選挙が中止させられるという暴挙の行われることも予測されている。これは、日本学術会議に対する政府の不当な干渉であり、また、全国23万有権者の権利を奪うものであり、我々はそのファシヨ的策動を断じて許すことができない。

我々地学団体研究会は、会員3200名の総意として、「日本学術会議法の一部を改正する法律案」に反対し、次の臨時国会において、本「法律案」が否決され、もしくは廃案となることを強く要望するとともに、日本学術会議が、政府の不当な干渉をはねのけて、第89回総会の「決議」の精神と「改革要綱」に基づく自主改革を貫かれることを強く期待する。

以上、決議する。

1983年8月1日

地学団体研究会第37回総会